

矢掛町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺その他の電話を用いて矢掛町民に対し違法又は不当に財物を交付させる手法（以下「特殊詐欺等」という。）による被害の防止を図るため、町内の高齢者に対し、特殊詐欺等の被害を未然に防ぐための機能を有する機器の購入に要する費用の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する機器を購入した者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 機器を購入した日において、同一世帯に65歳以上の者がいる世帯に属する者
- (3) 本人及び同一世帯に属する者に町税等の滞納がない者

(対象機器)

第3条 補助金の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、補助対象者の住宅に設置している、かつ、町内の事業所で購入した固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能を有すること。
- (2) 着信の相手に通話の内容を録音する旨の応答を自動で伝える機能があり、かつ、通話の内容を自動で録音する機能を有すること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象機器の購入及び設置に要した費用の合計額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該金額が5,000円を超えるときは、5,000円とする。

2 補助金の交付は、同一世帯に対して1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、対象機器の購入した年度の末日までに、矢掛町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 販売証明書（様式第1号別紙）
- (2) 対象機器の機能が確認できるカタログ等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、矢掛

町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助対象者は、前条に規定する交付の決定を受けたときは、速やかに矢掛町特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金請求書（様式第3号）に必要な書類を添えて、町長に請求するものとする。

（補助金交付の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2） その他町長が不相当であると認めたとき。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付したときは、当該補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。